

# 令和8年度障がい者芸術推進事業に係る販売実証及び商品化支援報告書 作成業務委託仕様書

## 1. 委託業務名

令和8年度障がい者芸術推進事業に係る販売実証及び商品化支援報告書作成業務

## 2. 業務目的

大分県内の障がい者アーティストの活動領域を拡大する際の支障となっている、商品化に関する知識や経験・ノウハウの不足を補うため、一般市場における販売実証を通じて無関心層を含めた一般市場の消費者の反応を検証するとともに、商店街の個店において一定期間継続的に商品を取扱う販売実証も併せて行い、店舗の業態や商品単価、来店する顧客の消費動向等を把握する。

これらの販売実証を通じ、消費者の嗜好に適合した商材及び販売手法についての知見を整理し報告書においてマニュアル化することで、県内の障がい者アーティスト及びその支援者に対し、創作活動の更なる活性化の一助とする。

## 3. 業務期間

契約締結日から令和9年3月12日（金）までとする

## 4. 業務内容

### (1) 大分駅におけるチャレンジショップ

- ① 株式会社 JR 大分シティの「タイムズスクエア」に販売ブースを造作し、アーティストから作品を預かり、販売ブースにおいて販売する委託販売の形式とする。
- ② 「タイムズスクエア」の使用料及び電気使用料については株式会社 JR 大分シティと県との間で契約及び経費を支出する。
- ③ 「タイムズスクエア」の契約期間は令和8年9月1日（火）から令和8年9月30日（水）を予定しており、この期間には販売ブースの設営及び原状回復に要する期間を含んでいる。
- ④ チャレンジショップの開催期間は、9月の平日を除く土・日・祝日の11日間、午前10時00分から19時00分とする。
- ⑤ 株式会社 JR 大分シティと県との間の契約により、株式会社 JR 大分シティの広報媒体であるストリートビジョン（コンコース内、アミュプラザ大分側の60インチ2連・10面）及び大型ビジョン（184インチ+10連サイネージ）の放映枠を用意するので、本事業に関する広報ビジュアルを作成し広報すること。
- ⑥ 展示するアーティスト及び作品の選定については、県が別途指定する障がい者芸術アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）との協議により決定し、受託者の知見を盛り込んだ展示作品の調整や展示方法を設計すること。

- ⑦ 展示方法の設計にあたっては、単に展示販売するのではなく、アーティストの個性や作品のエピソードに着目し、作品ごとの見せ方について、額装なども含めプロデュースをすること。
- ⑧ 展示する作家数は20名程度、作品数は1作家あたり2～3点以内と見込むこと。作品は絵画のほか彫刻や織物なども含まれる。
- ⑨ 展示する作品は販売された都度補充し、全体的な展示レイアウト（作品配置）の見直しは2週間に1回行うものと見込むこと。
- ⑩ 展示する作品について、作者指定場所と展示ブースの間の運搬は受託者において行い、運搬・販売時の破損・汚損等による損害に備え、受託者で保険等に加入するものとする。
- ⑪ チャレンジショップを訪れた一般消費者の年齢・属性・興味を示した作品など、マニュアル作成に要する情報を可能な限り収集できる体制を構築すること。なお、収集する項目は県と受託者で協議のうえ決定する。
- ⑫ 委託販売の売却代金は、すべてアーティストへ支払うものとし、アーティストからは手数料・輸送費等は徴収しないものとする。支払の時期はチャレンジショップ終了後1か月以内とし、支払の方法については原則口座振替により行う。なお、振込に要する手数料は受託者で負担するものとする。アーティストに売却代金が支払われたことが分かる資料（振込明細など）を事業終了時に提出すること。

## (2) 大分市内商店街におけるシェアアート

- ① 大分市内中心部の商店街のうち5店舗以上を対象とし、1店舗あたり2名以上、作品数2点以上（1作家あたり1点以上）の作品について実証期間を通じて継続的に委託販売の形態がとれるよう、当該店舗と交渉すること。
- ② （1）と同様、アドバイザーとの協議により展示作品の候補（写真・アーティスト名・題名・販売価格入り）を整理し、それをもとにどの作品を展示販売するかについて店舗と交渉すること。
- ③ 販売実証期間は業務期間のうち6か月とし、委託販売する作品は1か月を目途に入れ替えること。
- ④ 販売にかかる店舗側の手数料は、当該店舗との交渉において決定すること。マージンの交渉結果については、当該店舗において実際に販売される1週間前までに、任意の一覧表により県に提示し、承諾を得ること。
- ⑤ 店舗を訪れた消費者からの反応などのフィードバックを可能な限り店舗から収集すること。なお、収集する情報の項目については、県と受託者で協議のうえ決定する。
- ⑥ 委託販売の販売代金は、店舗側の手数料を控除した残額のすべてをアーティストへ支払うものとし、アーティストからは手数料・輸送費等は徴収しないものとする。支払の時期は販売後2か月以内とし、支払の方法については原則口座振替により行う。な

お、振込に要する手数料は受託者で負担するものとする。アーティストに売却代金が支払われたことが分かる資料（振込明細など）を事業終了時に提出すること。

### (3) 商品化支援報告書作成

- ① (1) 及び (2) の事業を実施したことで得られた、障がい者アーティストの作品を商品化する際の知見を整理した商品化支援報告書を作成すること。
- ② 報告書では、消費者の嗜好や店舗形態に応じた販売の工夫など、本事業終了後にアーティストやその支援者が創作活動や展示・販売を行う際の参考となる情報とすること。
- ③ 報告書は概ね A4 サイズで 10 ページ程度とし、紙媒体でカラー両面刷り 600 部のほか PDF データを納品すること。
- ④ 報告書の内容については、県及びアドバイザーとの協議のほか、県が設置する大分県障がい者芸術文化推進会議により構成を決定するが、参加したアーティスト情報、支援者の情報、販売実証した作品の情報、販売結果、来場者・購入者の反応、商品改良など技術的助言を見込むこと。
- ⑤ 大分県障がい者芸術文化推進会議を事業実施期間内に 2 回開催予定であるので、同会議へ出席を求めることがある。加えて、同会議内において各事業の具体的内容及び成果について説明を求めることがある。
- ⑥ 報告書全体の著作権については県に帰属する。

## 5. 実施体制

### (1) 実施スケジュール

受託者は、契約後速やかに本業務に係る実施体制図（再委託予定先を含め、担当者の職氏名を記入すること。）及び実施スケジュール案を県に提出し、その内容について確認を受けること。

### (2) 業務責任者

受託者が直接雇用する者を業務責任者として配置すること。なお、業務に関する必要な県からの指示は、業務責任者に対して行うものとする。業務責任者の職務は概ね以下のとおりとする。

- ① 業務責任者は、県が提供する関係資料等を常に確認するなど、業務の遂行に当たっては主体的に当該業務に取り組むこと。
- ② 委託業務全体を統括し、従事者の指揮監督を行うとともに、円滑な業務執行のため作業状況の進捗管理を行い、県が求める業務水準を確保すること。
- ③ 定期的に委託業務の点検・分析・見直しを行い、常に最善の方法で業務を実施するとともに、随時、県との協議を行い、相互共通認識による運営を行うこと。

- ④ 委託業務の実施状況を県に定期的に報告するとともに、県が求める進捗状況確認に協力すること。また、委託業務が適正に実施されていないことが判明し、県が受託者に対して改善勧告を行った場合は、これに従うこと。
- ⑤ 効率的に業務を進めるため、繁忙期には応援体制を組むなど、臨機応変に対応すること。

### (3) 業務従事者

従事者は、委託業務について十分な知識を有する適切な者を必要人数配置すること。

従事者が突発的な理由等により業務継続が難しくなった場合においても、業務に支障をきたすことのないよう代替人員の確保など体制を整えておくこと。

## 6. 履行場所・物品等

- (1) 履行場所は、受託者において確保すること。
- (2) 机、椅子、電話機、情報機器等必要な事務用品は、受託者において確保すること。
- (3) 履行に係る経費については、受託者が負担すること。
- (4) 本仕様書に記載された業務を実施するにあたり支出した費用に係る証憑（見積書や請求書、領収書など）を適切に整備するとともに、事業実施年度の翌年度から5年間保管し、必要に応じて県に提出すること。

## 7. 成果物

成果物としてマニュアルとは別に事業の実施実績が分かる報告書を紙媒体1部及びPDFファイルで提出すること。

## 8. 関係法令の遵守

受託者は、業務実施にあたりアーティストをはじめ第三者が権利を有する著作物（映像・写真・音楽等）を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。

受託者は、本事業に係る県との契約において、県が示す「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に記載された内容を遵守すること。

また、再委託する場合には、別途再委託先との契約においても同様の内容を締結すること。

受託者は、本事業履行に伴い発生する成果物について、県に対して著作者人格権を行使しない。

受託者は、本業務に関し、第三者との間で権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら県の責に帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

## 9. 疑義

本仕様書に疑義が生じた事項は、必要に応じて受託者と県において協議するが、委託業務に付随する軽微な処理等については柔軟な対応をすること。

また、本仕様書は委託業務の基本事項を記載したものであるため、明記していない事項であっても、委託業務の運用上、当然必要と認められるものについては、全て受託者の責任において履行すること。